

厚木基署発0909第3号
令和元年9月9日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
厚木支部長 殿

厚木労働基準監督署長



死亡災害防止対策の実施に向けた連携した取組と労働衛生週間準備期間中の
重点的取組の実施について。(要請)

当署管内では、本年8月末日現在、建設業と製造業で3件の死亡災害が発生しており、いずれの死亡災害においても、作業前に安全対策を適切に講じていれば未然に防ぐことができたと思われる災害内容となっております。

また、平成30年に当署管内の事業場で実施された定期健康診断の有所見率は、県下の平均(55.9%)を上回り57.0%となっているほか、健康診断実施後の事後措置対策が不十分な事業場や一般健康診断及び特殊健康診断の結果報告書が未提出である事業場、さらには、産業医・衛生管理者を選任していない労働者数50人以上の事業場が多く散見されています。

このような情勢から、9月の労働衛生週間準備期間では、従来から実施要綱で示されている労働衛生週間準備期間中の実施事項に加え、会員事業場に対し、下記事項についても取組を行うよう周知と啓発を実施していただくようお願いいたします。

記

[I] 死亡災害防止対策の実施に向けた連携した取組

- 1 スレート屋根での修理作業中の墜落災害等を防止するため、発注者と建設業の施工者は、別紙の写し(平成30年10月26日付け厚木基署発1026第1号)に記載された発注時に「注意する事項と配慮する事項」及び施工者が「注意すべき事項」の周知と啓発を実施すること。
- 2 クレーン災害防止に向け、クレーンの操作方法、クレーン作業場所から生じる危険性を低減させるための対策を講じること。
- 3 新規に採用した機械設備やレイアウト等を変更する際に実施する危険性又は有害性等の調査については、機械設備等の使用者と譲渡者(製造者及び貸与者等)が適切に連携して実施すること。

[II] 労働衛生週間準備期間中の重点的取組

- 1 衛生管理体制の点検と衛生管理規程の内容の整備(職務権限の明確化等)
- 2 衛生委員会の討議内容が同規則第22条の付議事項について審議すること。
- 3 「職場の健康診断実施強化月間」中の取組を実施すること。
- 4 健康診断実施後、遅滞なく結果報告書を所轄労働基準監督署あて提出すること。

関係団体の長 殿

厚木労働基準監督署長

災害復旧時の屋根修理作業における墜落災害の防止について

当署管内における休業4日以上労働災害は、9月末日時点において589件となっており、昨年同時期と比較して59件（-9.1%）減少し、死亡災害も「0」件で推移していましたが、10月中旬に製造業の工場敷地内で台風により破損したスレート屋根の災害復旧作業を行っていたところ、スレートを踏み抜き約5mの高さから地上に墜落し、建設作業員1名が亡くなる死亡災害が発生しております。

当署管内では、老朽化した製造業の工場建屋や倉庫等が多く点在しており、災害復旧作業等において、同様な死亡災害が2年連続で発生している状況にあります。

このため、スレート屋根等の墜落災害を防止するため、民間工事及び公共工事の発注時に「注意する事項と配慮する事項」及び建設業の施工者が「注意すべき事項」を下記にまとめましたので、これらを参考にして発注者及び施工者が協働し連携して工事が安全に完工できるよう、すべての会員事業場に注意喚起するようお願いいたします。

記

1 災害事例

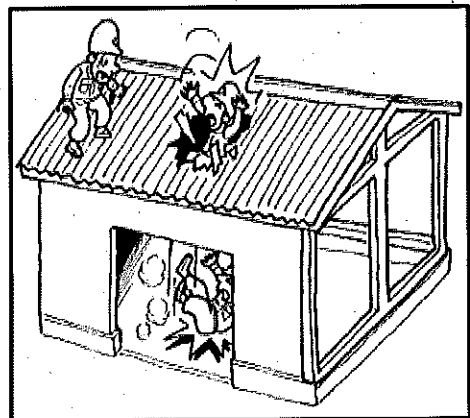
【災害発生日】平成30年10月21日

【事故の型】墜落・転落

【起因物】屋根・はり・もや・けた

【年齢・性別】60代・男性

【災害内容】製造業の工場敷地内で台風により破損したスレート屋根の災害復旧作業を行っていたところ、スレートを踏み抜き約5mの高さから地上に墜落し死亡したもの。



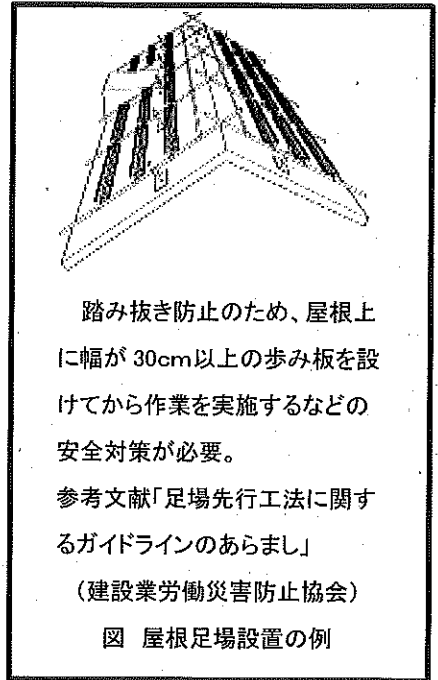
【関係法令】労働安全衛生規則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）

事業者は、スレート、木毛版等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

2. スレート屋根等の墜落災害を防止するための取組事項

(1) 民間工事及び公共工事の発注時に「注意する事項と配慮する事項」

- ① 建設業者に対し、築年数、石綿含有の危険性、屋根劣化による強度低下の危険性等を事前に説明するほか、過去の修繕作業で屋根からの墜落災害等が発生していた場合は、これらの災害内容も併せて事前に説明するようにしてください。
- ② 屋根工事の安全施工に十分なノウハウがある業者か確認してください。
- ③ 工事契約を行うに当たっては、単に金額単価のみで業者選定を行うことなく、本契約前に必ず建設業者から、工事の安全な施工方法について説明を求め、法令を遵守した作業内容と適切な墜落防止対策が確実に行われることを確認してから契約を締結するようにしてください。
- ④ 作業の安全性を阻害するような工期や請負金額等の設定を行わないようにしてください。



(2) 建設業の施工者が「注意すべき事項」

- ① 作業現場の事前調査を実施し、安全な施工方法により工事が完工できるようリスクアセスメントを確実に実施してください。
- ② スレート屋根からの踏み抜き等による墜落災害を防止するため、**足場の設置や歩み板の設置、安全帯を掛ける設備**を事前準備し、安全な作業手順を作業者に周知してください。
- ③ 作業開始前に労働者の健康状態を確認し、作業当日の作業内容に則したりスクKYを実施してから作業を開始してください。
- ④ 労働者は、墜落時用保護帽を着装し、墜落のおそれのある箇所では必ず安全帯を使用させてください。
- ⑤ 送り出し教育と新規入場者教育を確実に実施してください。
- ⑥ 傾斜屋根の端等には、足場の建地を屋根の軒先より90cm程度突き出し、その建地に手すりの中さんを設け、手すりの下からの墜落防止対策にも配慮してください。
- ⑦ 天窗からの墜落を防止するためにズレ止めを施した覆い蓋や手すり等を設置してください。

